

を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第6条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその処遇の質の改善を図るよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員（入所者の生活の向上を図るために、入所者の相談に対する援助等を行なう者をいう。以下同じ。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 養護老人ホームは、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 養護老人ホームは、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を、当該入所者の処遇計画とともに、当該入所者が退所した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 具体的な処遇の内容等の記録
- (2) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(規模)

第11条 養護老人ホームは、20人（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人）以上の人員を入れさせることができる規模を有しなければならない。

第3章 設備に関する基準

第12条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）

第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 3 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある者を静養させることを目的とする設備をいう。次項第2号において同じ。）
 - (3) 食堂
 - (4) 集会室
 - (5) 浴室
 - (6) 洗面所
 - (7) 便所
 - (8) 医務室
 - (9) 調理室
 - (10) 宿直室
 - (11) 職員室
 - (12) 面談室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 靈安室
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な整備
- 4 前項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 地階に設けないこと。
イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
エ 入所者の寝具及び身の回り品を各入所者別に収納することができる設備を設けること。
 - (2) 静養室 次に掲げる基準に適合すること。
ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ウ 前号ア、ウ及びエの規定の例によること。
 - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用及び女子用を区別して設けること。
 - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）を用いること。
 - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 第4章 運営に関する基準
(職員の配置の基準)
- 第13条 養護老人ホームに配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 - (4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）第240条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための

効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。）の提供を受けていないものをいう。次項及び第3項において同じ。）の数を15で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

（5）看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上

（6）栄養士 1以上

（7）調理員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

（8）事務員 その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に配置しなければならない生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

（2）支援員 常勤換算方法で、次の表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	一般入所者の数を10で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に5を加えて得た数

（3）看護職員 次のア又はイに掲げる盲養護老人ホーム等の区分に従い、それぞれア又はイに定める員数

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等 常勤換算方法で、2以上

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 第1項、第2項、第9項及び第12項の「常勤換算方法」とは、養護老人ホームの職員の勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該養護老人ホームを設置しようとする者により設置された当該養護老人ホーム以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を配置しないことができる。

7 第1項第3号又は第2項第1号の生活相談員のうち入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上は、主任生活相談員としなければならない。

8 前項の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービ

ス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下この条及び第23条において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）において、入所者の処遇に支障がない場合は、当該外部サービス利用型養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

9 第1項第3号及び第2項第1号の規定にかかわらず、外部サービス利用型養護老人ホームに配置しなければならない生活相談員の員数は、常勤換算方法で、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から1を控除して得た数とすることができる。

10 第1項第4号又は第2項第2号の支援員のうち1人は、主任支援員としなければならない。

11 前項の主任支援員は、常勤の者でなければならない。

12 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員（サテライト型養護老人ホームの看護職員に限る。）は、常勤換算方法で、1以上とする。

13 第1項第6号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホームは、併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、栄養士を配置しないことができる。

14 第1項第7号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

15 養護老人ホームは、夜間の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

16 第1項第3号及び第6号から第8号までの規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの本体施設が次の表の左欄に掲げる施設である場合で、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型養護老人ホームには、同表の右欄に定める職員を配置しないことができる。

介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員
	栄養士	栄養士
	調理員	調理員
	事務員その他の従業者	事務員その他の職員
病院（病床数が100以上のものに限る。）	栄養士	栄養士
診療所	事務員その他の従業者	事務員その他の職員

（居室の定員）

第14条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

（入退所）

第15条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者又はその家族等からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第16条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況及び置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、入所者の処遇の状況等を勘案し、当該入所者の処遇計画について必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第17条 養護老人ホームは、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、入所者又はその家族に対し処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わな

ければならない。

- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(食事)

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもののが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 養護老人ホームは、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(生活相談等)

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て速やかに必要な支援を行わなければならぬ。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーションを行わなければならない。
(居宅サービス等の利用)

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第23条において同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第21条 養護老人ホームは、入所者について入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(生活相談員の責務)

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行なうほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
(2) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
(3) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員を配置しない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。
(勤務体制の確保等)

第24条 養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行なうことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ること

ができるようにするために、継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第25条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について支援員その他の職員に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第26条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第28条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に対し周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 養護老人ホームは、その行った処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

- 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 第2条 昭和41年10月1日前から存する養護老人ホームについては、第11条並びに第12条第1項、第4項第1号イ及び第5項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
- 第3条 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについては、第12条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。
- 第4条 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。）に対する第12条第4項第1号イの規定の適用については、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等に係る床面積を除き、3.3平方メートル」とする。
- 第5条 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中であったものを含む。）に対する第14条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和62年3月9日前から存する場合にあっては「原則として4人以下とする」と、それ以外の場合にあっては「原則として2人以下とする」とする。

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第68号

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第10条）
- 第3章 設備に関する基準（第11条）
- 第4章 運営に関する基準（第12条—第34条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。
 (定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）において使用する用語の例による。

第2章 基本方針等

(基本方針)

- 第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの入所させ、食事の提供、入浴等の準備、入所者からの相談への対応、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。第6条並びに附則第3条及び第11条において同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(構造設備等の一般原則)

- 第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

- 第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

- 第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 生活相談員（入所者の生活の向上を図るために、入所者の相談に応じ、入所者に対する

- 援助等を行う者をいう。以下同じ。)は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- (職員の専従)
- 第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。
- (運営規程)
- 第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入所定員
 - (4) 入所者に提供するサービスの内容及び費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他施設の運営に関する重要な事項
- (非常災害対策)
- 第9条 軽費老人ホームは、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。
- (記録の整備)
- 第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。
- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を、当該入所者に提供するサービスに関する計画とともに、当該入所者が退所した日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第16条に規定する具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
- 第3章 設備に関する基準
- 第11条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項並びに附則第5条及び第13条において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項並びに附則第5条及び第13条において同じ。)でなければならない。
- 2 前項の規定にかかるわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
 - (3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 3 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することににより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 談話室、娯楽室又は集会室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面所
 - (6) 便所
 - (7) 調理室
 - (8) 面談室
 - (9) 洗濯室又は洗濯場
 - (10) 宿直室

- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ 地階に設けないこと。
- ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エに規定する設備に係る床面積を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。
- エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
- オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室 老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。附則第5条及び第13条において同じ。）を用いること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ 地階に設けないこと。
- ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エに規定する設備に係る床面積を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。
- エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
- オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- イ 必要な設備及び備品を備えること。
- 6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
- (2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。
- 第4章 運営に関する基準
- (職員の配置の基準)
- 第12条 軽費老人ホームに配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
- (2) 生活相談員 入所者の数を120で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (3) 介護職員 次のアからウまでに掲げる軽費老人ホームの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数
- ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）第219条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。第6項及び附則第6条において同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第6項及び附則第6条において同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地城密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第6項及び附則第6条において同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下この条及び附則第6条において同じ。）の数が30以下の軽費老人ホーム 常勤換算方法で、1以上
- イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホーム 常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホーム 常勤換算方法で、2に実情に応じた適當数を加えて得た数
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 調理員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適當数

- (7) その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の「常勤換算方法」とは、軽費老人ホームの職員の勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第1項第2号の生活相談員を配置する場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第2号の生活相談員は、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行い、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該生活相談員のうち1人を配置しないことができる。
- 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を配置しないことができる。
- 9 第6項及び前項の規定にかかわらず、第1項第2号の生活相談員又は同項第3号の介護職員については、いずれか1人を配置しなければならない。
- 10 第1項第4号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、入所定員が40人以下で、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、栄養士を配置しないことができる。
- 11 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。
- 12 第1項第5号の規定にかかわらず、入所定員が60人以下で、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合又は他の社会福祉施設等を併設し、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、事務員を配置しないことができる。
- 13 第1項第6号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- 14 第1項第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該軽費老人ホームを設置しようとする者により設置された当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の本体施設が次の表の左欄に掲げる施設である場合で、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型軽費老人ホームには、同表の右欄に定める職員を配置しないことができる。

介護老人保健施設	調理員	調理員
その他の従業者		その他の職員
診療所	その他の従業者	その他の職員

- 15 軽費老人ホームは、夜間の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

- （入所申込者等に対する説明等）
- 第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この項において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法
- 4 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に掲げる方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

- 第14条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、当該者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

- 第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行ふとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第24条及び附則第9条において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第25項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行ふ者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

- 第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号及び次号の光熱水費を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行つたことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担せざるが適當と認められるもの

- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

- 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限とする。

(サービス提供の方針)

- 第18条 軽費老人ホームは、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるように、入所者の心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行ふとともに、生きがいをもって生

- 活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、入所者又はその家族に対しサービスの提供を行う上で必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(食事)

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したもののが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について当該入所者又はその家族において行なうことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜、入所者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。
(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第24条及び附則第9条において同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

- (健康の保持)
- 2 軽費老人ホームは、入所者について定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。
 - 2 軽費老人ホームは、入所者の健康の保持に努めなければならない。
(施設長の責務)

第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(生活相談員の責務)

第24条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、入所者に対する適切な助言及び必要な支援を行なうほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（附則第9条において「介護予防サービス計画」という。）の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業（附則第9条において「居宅介護支援事業」という。）又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業（附則第9条において「介護予防支援事業」という。）を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
(2) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
(3) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、生活相談員を配置しない軽費老人ホームにあっては、介護職員が前項に規定する業務を行うものとする。
(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスの提供を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるようにするために、継続性を重視したサービスの提供を行うことができるよう

配慮しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、職員がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、県から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に対し周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、職員に対する研修

を定期的に行うこと。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過的軽費老人ホーム)

第2条 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとして知事が指定するものについては、第3条から第34条までの規定にかかわらず、次条から附則第17条までに定めるところによる。

- (1) 軽費老人ホームA型（次条から附則第10条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
- (2) 軽費老人ホームB型（附則第11条から附則第17条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）
- (3) 軽費老人ホームA型に係る基本方針

第3条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、入所者からの相談への対応、援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームA型は、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームA型は、自らその提供するサービスの質の評価を行ふとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第4条 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第5条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかるわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームA型の建物であつて火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

- 3 軽費老人ホームA型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある者を静養することを目的とする設備をいう。）

(4) 食堂

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 職員室

- (11) 面談室
 (12) 洗濯室又は洗濯場
 (13) 宿直室
 (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。
 イ 地階に設けないこと。
 ウ 入所者1人当たりの床面積（収納設備に係る床面積を除く。）は、6.6平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (5) 軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)
- 第6条 軽費老人ホームA型に配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 (2) 生活相談員 次のア又はイに掲げる軽費老人ホームA型の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 ア 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、1以上
 イ 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、2以上
 (3) 介護職員 次のアからウまでに掲げる軽費老人ホームA型の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数
 ア 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、4以上
 イ 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、
 入所者の数を20で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 ウ 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、10に実情に応じた適当事数を加えて得た数
 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 次のア又はイに掲げる軽費老人ホームA型の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、1以上
 イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、2以上
 (5) 栄養士 1以上
 (6) 事務員 2以上
 (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 (8) 調理員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当事数
 (9) その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当事数
- 2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に配置しなければならない生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、1以上
 (2) 介護職員 次のアからカまでに掲げる軽費老人ホームA型の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める員数
 ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、1以上
 イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、2以上
 ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、3以上
 エ 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、4以上
 オ 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、一般入所者の数を20で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
 カ 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型 常勤換算方法で、10に実情に応じた適当事数を加えて得た数
 (3) 看護職員 次のア又はイに掲げる軽費老人ホームA型の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型 1以上
 イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型 2以上
- 3 前2項及び第8項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項の「常勤換算方法」とは、軽費老人ホームA型の職員の勤務延べ時

間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームA型の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が50以下のものにあっては、この限りでない。
- 7 第1項第2号及び第2項第1号の生活相談員（前項の主任生活相談員が配置されている場合は、当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第3号の介護職員及び第2項第2号の介護職員（一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型の介護職員に限る。）のうち1人は、主任介護職員としなければならない。
- 9 前項の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 10 第1項第4号及び第2項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 11 第1項第5号から第9号までの規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの次の各号に掲げる職員との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供されるサービスに支障がない場合は、当該各号に掲げる職員を配置しないことができる。
 - (1) 栄養士
 - (2) 事務員
 - (3) 医師
 - (4) 調理員
 - (5) その他の職員
- 12 第1項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 13 第1項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 14 軽費老人ホームA型は、夜間の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 15 第1項第8号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。
- (軽費老人ホームA型の利用料の受領)
- 第7条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
 - (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
 - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
 - (3) 居室に係る光熱水費
 - (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームA型において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限とする。
- (軽費老人ホームA型における健康管理)
- 第8条 軽費老人ホームA型は、入所者について入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
- (軽費老人ホームA型の生活相談員の責務)
- 第9条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、入所者に対する適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
 - (2) 次条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 次条において準用する第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員を配置しない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員を配置しない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前2項に規定する業務を行うものとする。

(準用)

第10条 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは、「附則第7条から附則第9条まで並びに附則第10条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

第11条 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、入所者からの相談への対応、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

- 2 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームB型は、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームB型は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(軽費老人ホームB型の規模)

第12条 軽費老人ホームB型は、50人（他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、20人）以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

第13条 軽費老人ホームB型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームB型の建物であつて火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。
 - (3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 3 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 談話室、娯楽室又は集会室
 - (3) 浴室
 - (4) 便所
 - (5) 面談室
 - (6) 洗濯室又は洗濯場
 - (7) 管理人居室
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

4 前項第1号、第3号及び第7号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 地階に設けないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、16.5平方メートル以上とすること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、24.8平方メートル以上とすること。
 - エ 洗面所及び調理設備を設けること。
 - オ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (2) 浴室 老人の入浴に適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - (3) 管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができる。

(軽費老人ホームB型の職員の配置の基準)

- 第14条 軽費老人ホームB型に配置しなければならない職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 - (2) 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数
 - (3) 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数
- 2 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 3 第1項第2号の管理を行う職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 4 軽費老人ホームB型は、夜間の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
- （軽費老人ホームB型の利用料の受領）
- 第15条 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
 - (2) 居住に要する費用（次号の光熱水費を除く。）
 - (3) 居室に係る光熱水費
 - (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームB型において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- （軽費老人ホームB型における自炊の支援等）
- 第16条 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならぬ。
- 2 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合は、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。
- （準用）
- 第17条 第4条、第5条、第6条第1項、第7条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは、「附則第15条及び附則第16条並びに附則第17条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第69号

熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 訪問介護
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条—第42条）
 - 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）
- 第3章 訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針（第48条）
 - 第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）
 - 第3節 設備に関する基準（第51条）
 - 第4節 運営に関する基準（第52条—第59条）
 - 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第60条—第63条）
- 第4章 訪問看護
 - 第1節 基本方針（第64条）
 - 第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）

第3節	設備に関する基準 (第67条)
第4節	運営に関する基準 (第68条—第79条)
第5章 訪問リハビリテーション	
第1節	基本方針 (第80条)
第2節	人員に関する基準 (第81条)
第3節	設備に関する基準 (第82条)
第4節	運営に関する基準 (第83条—第89条)
第6章 居宅療養管理指導	
第1節	基本方針 (第90条)
第2節	人員に関する基準 (第91条)
第3節	設備に関する基準 (第92条)
第4節	運営に関する基準 (第93条—第98条)
第7章 通所介護	
第1節	基本方針 (第99条)
第2節	人員に関する基準 (第100条・第101条)
第3節	設備に関する基準 (第102条)
第4節	運営に関する基準 (第103条—第114条)
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	
第1款	この節の趣旨及び基本方針 (第115条・第116条)
第2款	人員に関する基準 (第117条・第118条)
第3款	設備に関する基準 (第119条・第120条)
第4款	運営に関する基準 (第121条—第132条)
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第133条—第136条)	
第8章 通所リハビリテーション	
第1節	基本方針 (第137条)
第2節	人員に関する基準 (第138条)
第3節	設備に関する基準 (第139条)
第4節	運営に関する基準 (第140条—第148条)
第9章 短期入所生活介護	
第1節	基本方針 (第149条)
第2節	人員に関する基準 (第150条・第151条)
第3節	設備に関する基準 (第152条・第153条)
第4節	運営に関する基準 (第154条—第170条)
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第1款	この節の趣旨及び基本方針 (第171条・第172条)
第2款	設備に関する基準 (第173条・第174条)
第3款	運営に関する基準 (第175条—第183条)
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第184条—第190条)	
第10章 短期入所療養介護	
第1節	基本方針 (第191条)
第2節	人員に関する基準 (第192条)
第3節	設備に関する基準 (第193条)
第4節	運営に関する基準 (第194条—第206条)
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第1款	この節の趣旨及び基本方針 (第207条・第208条)
第2款	設備に関する基準 (第209条)
第3款	運営に関する基準 (第210条—第218条)
第11章 特定施設入居者生活介護	
第1節	基本方針 (第219条)
第2節	人員に関する基準 (第220条・第221条)
第3節	設備に関する基準 (第222条)
第4節	運営に関する基準 (第223条—第239条)
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	
第1款	この節の趣旨及び基本方針 (第240条・第241条)
第2款	人員に関する基準 (第242条・第243条)
第3款	設備に関する基準 (第244条)
第4款	運営に関する基準 (第245条—第250条)
第12章 福祉用具貸与	
第1節	基本方針 (第251条)
第2節	人員に関する基準 (第252条・第253条)
第3節	設備に関する基準 (第254条)
第4節	運営に関する基準 (第255条—第265条)
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第266条・第267条)	
第13章 特定福祉用具販売	
第1節	基本方針 (第268条)

第2節 人員に関する基準(第269条・第270条)
第3節 設備に関する基準(第271条)
第4節 運営に関する基準(第272条—第278条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(定義)

(足我)

2 前項に規定するもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用料法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(2) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

(3) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

(4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

(申請者の要件)
（複数申請の場合は、原則として各個人申請の者は、同一の者とする）

3 条 法第 70 条

病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請並びに認定の申請は、この限りでない。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針
第5条 指定訪問介護事業の事業者は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)
第6条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに有しなければならない訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2・5以上とする。

利サの定介定訪るこた、防防指問指防い下じいて常
ち予予「訪と予て以生なじう護護下防業護れ。がら応
等定る。護の定営用端ば数員指係号介護指運利いれの
の介介以予事介さ者數なに応
護県に定介るにのなけ者
介本等指問す的護たな用
問熊ス第る訪定体介満し利
訪(ビ例す定規一問にと
の者一条定指にて訪1者は
勤業サ県規、条い防に任て
常事防本につ5お予数責い
、護予熊項か第に護の供つ
に介護年1、例所介そ提に
と問介4第け条業定(ス数
ご訪定2条受準事指數ビ員
所防指成6て基のびた一の
業予に平第せ等一及得サ者
事護び()併ス同護てを任
護介並例。をビが介し者責
介定當条う定一と問除の供
問指連るい指サ業訪で上提
訪がびすとの防事定0以ス
定者及関」)予の指4)ビ
。指業備に例。護)るを。一き
()事設法條じ介け数るサで
こは護、方準同定じおのげ該が
訪者介員の基下指同に)上當と
業間人援等以(下所)り、こ
事訪の支ス。護以業じ切て
護定業なビう介。事同をいよ
定(スの予業予護はには場算
指者ビめ護事護介合條合の換
用一た介護介問場の場こ勤

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項及び第4条の運営に関する基準を定め、一にの規定による。二にの規定による。三にの規定による。四にの規定による。五にの規定による。

提供所生項目指
事業厚生課はる
の事年第又する
介看1の。規
間護成條じに
訪介平3同項
定問(以下1
指訪準)以第
する型基う。条
対するう。6
に時関とを準
者隨に」所基が
する。う。
利用・營業スと
回運基事ビこ
及びス護一
期及ビ看サす
た定備一護型事
だ定備一護型事
た定設サ介着從
だし期、型問密に
ない員着訪域。)
地事指定時(とい
な内業地對指
け敷の指事事
な同一ス「・業所
なれば地事指定
らにの域應定う。
ない人密型地。)
のい密3指型型
つ場着4定訪訪
充て、一以巡護護
はサ。期介介
な同一ス「・業所
なれば地事指定
らにの域應定う。
ない人密型地。)
のが地令する應
も障定省定間間
する支(指)働規夜夜
(労)に定定

- 指運にいつつ、にでしてか体項たが、受け、第一4満を受いら準規する業第定事條規の6にせに項する。併所1するおき基ておおか第項の一第一項者同例各業が条前事と進、護業基て、介事等つ問のスも訪護ビを防介一と予問サこ訪護防す介防予た定予護満。

(管理者)

- 常勤する事務所に於ける事務は、同一敷地内に同一の事業者による事務所に於ける事務と同一の業務を執行する事務所である。従事する事務所は、同一の事業者による事務所である。

第3節 設備に関する基準

- 第8条 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

(1) 申込者又は組織係方の情報処理を電子計算機と接続した組織を用いて、申込者の情報の登録、検索、削除等の業務を行なう。

ア いふ。指る計子機を訪問して申込書類を提出する事と、機通法の使用に係る電信機の申込送信は、その使用者の家族の使用に係る電信機の申込送信と併せて、申込書類を提出する事とする。

たに阅览マニュアルの記録に家族を連れ、あるいは機械の修理に専門業者を紹介する。また、機器の購入に際しては、専門家によるアドバイスをうけ、機器の選定や購入手続に協力する。

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込する者が第1項に規定する重要事項を提供しようとするによる文書を作成する者は、第2項の規定による者又は第3項の規定による者に係る家族がファイルへの記録を出力することとしない。
4 指定訪問介護事業者は、じめ、当該利用申込の方法による承諾を得なければならぬときは、文書及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(1) 第2項に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

(1) 第2音節方に掲げる方法
 (2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定訪問介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に当該事業を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護サービスの提供を求められた場合には、指定訪問介護サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始時において、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新の申請がなされるよう当該利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始時において、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行省令」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に對して届けること等により指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることとができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に關する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行省令第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した場合には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供

- した場合には、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
 (保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
 (指定訪問介護の基本取扱方針)
- 第23条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその指定訪問介護の質の改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、その提供する指定訪問介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定訪問介護の質の改善を図るよう努めなければならない。
 (指定訪問介護の具体的取扱方針)
- 第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
 - (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- (訪問介護計画の作成)
- 第25条 サービス提供責任者（第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この条及び第29条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した場合には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。
 (同居家族に対するサービス提供の禁止)
- 第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。
 (利用者に関する市町村への通知)
- 第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (緊急時等の対応)
- 第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療等が必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。
 (管理者及びサービス提供責任者の責務)
- 第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の

- 管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に対し、この章の規定を遵守するために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)
- 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他事業の運営に関する重要な事項
- (介護等の総合的な提供)
- 第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。
- (勤務体制の確保等)
- 第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
- (衛生管理等)
- 第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (掲示)
- 第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- (秘密保持等)
- 第35条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。
- (広告)
- 第36条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。
- (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)
- 第37条 指定訪問介護事業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (苦情処理)
- 第38条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録し

なければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

- 4 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

- 第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に當たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

（会計の区分）

- 第41条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

- 第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の訪問介護計画とともに、当該利用者に対する指定訪問介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

- 第43条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行なう者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行なう事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに有しなければならない訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

- 3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第44条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備及び備品等）

- 第45条 基準該当訪問介護事業所には、基準該当訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第46条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - (2) 当該訪問介護が法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
 - (3) 当該訪問介護が第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - (4) 当該訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等の訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に当該訪問介護員等の同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第25条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるとときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節及び第4節（第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第4項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額」とあるのは「内容と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第48条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第49条 指定訪問入浴介護の事業を行なう者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに有しなければならない指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 2以上

2 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護を同一の事業とが同一の事業所において一括して運営される場合は、指定介護予防訪問入浴介護従業者（以下「同様の事業」という。）の事業とが同一の事業所において一括して運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第51条 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一括して運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしてい

るものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行いう場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第53条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその指定訪問入浴介護の質の改善を図らなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、その提供する指定訪問入浴介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定訪問入浴介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等の理由から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができること。

(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(緊急時等の対応)

第55条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療等が必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関(指定訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第56条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他事業の運営に関する重要事項
(記録の整備)

第58条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者に対する指定訪問入浴介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」とし、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」とし、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第60条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに有しなければならない基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者による同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすこととに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第62条 基準該当訪問入浴介護事業所には、基準該当訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(進用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)、第39条から第41条までの規定は、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」とし、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」とし、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護サービスの額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しないびと、第52条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、自身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

- (1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる従業者
 ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）
 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 前項第1号ア、イに掲げた方法で、2.5以上常勤換算で、申請に提出する

- (2) 前項号に掲げるる従業者 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適當数
 (3) 前項号に掲げるる従業者 適當数

3 前項第1款の規定による監査官の職務は、監査官の職務のうち、常勤監査官の職務を除くものとする。

4 条定一業基を
準指サ事等と
基の防のスコ
等)予)ビす
ス。護。一た
ビじ介じサ満
一同定同防をそ
サ下指下予準キ
防以(以護基で
定を訪を、にさ
介い問い合わせ
指閑すし
護う看う定すし
予。護。介るが
業予看合人ひ
者事護問場るヒ
業護介訪るす
事看定防い定
護問指予て規
看訪と護れにい
予介護るにび規
問防業介さ項で
訪予事定當3
防護の指運第を
看訪と護れにい
予介護るにび規
指す定にて第2
護定看的及を
が定指条い、す
介指問定体項定
定る訪規一2其
業につ6に1相
事項か所第に
事項が定指条
護1、例業条
看第け条事5
事項か所第に
問題条受準の6
訪5で基第一第
定6せ等同例
指第併スが条
例をビと準も

着事期指的規号き
域看定する体に2と第
地護指定で号項い2
定介と規い4同で第
（訪事2に項アさ号き
者型の所1号な2で
業応護条業第1み第が型
か事対看3事4第と項と
と護時間第の項の同こ密
こ看隨訪準一条1もす
護・定基同3第るアな密
み問題巡、ビ業準よて1と
と訪期つ一事基にし第の
の型定かサのス定た項も
も応定、型）ビ規満1の業
に回規併定護密きす業滿
い時する受密うサ項準、
隨すて城い型次基はしげ
し・定せ地を着る者た
基定第の看問指満号問の
規業3同訪対場る同該に業
規定者条件問合基項指規者
前問スう時回れ員1）項門
に事第下型時るすび当号事
項護準以應隨い関及、3講
3看基。対・てに号は第
規定者条件問合基項指規者
、訪ビい隨巡さ人第）同該
、定一を・期當る項くび
つ指サ者回定運す2除及
型業巡定に定第を号

6 指定訪問看護事業者が指定複合型事業者（指定地域密着型事業者）のサービスを併せて基準第1号及び同項第3号に規定する基準を満たすことを、当該指定訪問看護事業者は、第1号のみなすことができる。
（管理者）

第66条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設問偏りに関する基準

指左行つた性業娘護承見問訪宣付定義必進にまての性の件をモテテス

な等の有効性を示すものとされ、これが「有効性」の定義となる。この定義は、医療行為の実施によって、患者の状態が改善されたか悪化したかを評価するための指標となる。

等を主導して、内閣の構成員として内閣の運営に従事する。内閣の構成員は、内閣の運営に従事するため、内閣の構成員は、内閣の構成員として内閣の運営に従事する。

の事業所、施設等がある場合は、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

3 広くの指定を有するに看護設備が専用の区画を確保するとともに、指定訪問業者による訪問を受け、かつ、指定を併せて受け、かつ、指定を確保する。この指定を併せて受け、かつ、指定を確保する。この指定を併せて受け、かつ、指定を確保する。

○ 指定訪問看護事業者が指定介護防訪問看護事業者が同一の事業所において一体的に運営する事業と指定介護防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営する場合、指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことを第1項に規定する基準とする。

第4節 運営基準(運営に関する方)

(サービス提供困難時対応) 第6.2条各款の規定によると、利用申込者の症状、当該指定訪問看護事業所の通常の

事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、当該指定訪問看護に要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその指定訪問看護の質の改善を図らなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定訪問看護事業者は、その提供する指定訪問看護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定訪問看護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当かつ適切に行うこと。

(2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うこと。

(4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(5) 特殊な看護等を行わないこと。

(主治の医師との関係)

第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を開始する場合は、主治の医師による指示を文書により受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第74条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書」と

- いう。)を作成しなければならない。
- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
 - 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならぬ。
 - 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した場合は、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
 - 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書」という。)を作成しなければならない。
 - 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
 - 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)
- 第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等に当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。
(緊急時等の対応)
- 第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。
(運営規程)
- 第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他事業の運営に関する重要な事項
(記録の整備)
- 第78条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書とともに、当該利用者に対する指定訪問看護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(準用)
- 第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。
- ## 第5章 訪問リハビリテーション
- ### 第1節 基本方針
- 第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。
- ### 第2節 人員に関する基準
- 第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を有しなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項

に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第83条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、当該指定訪問リハビリテーションに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその指定訪問リハビリテーションの質の改善を図らなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、その提供する指定訪問リハビリテーションの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定訪問リハビリテーションの質の改善を図るよう努めなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるとところによるものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。

(2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければなら

ない。

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第88条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の訪問リハビリテーション計画とともに、当該利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容
- (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、可能限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師を行なうものを行なうとして同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が通院が困難な利用者の居宅を訪問することにより当該利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）は、ごとに有しなければならない従業者（以下「居宅療養管理指導従業者」という。）は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項第1号ア及びイ、第2号並びに第3号に掲げる従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号アに掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
- (2) 前項第1号イに掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
- (3) 前項第2号に掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数
- (4) 前項第3号に掲げる従業者 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当事数

3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防

サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第89条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

- 第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導指揮事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

- (利用料等の受領)
- 第93条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した場合は、当該利用者から利用料の一部として該当居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した場合に当該利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、当該指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならぬ。

- (指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)
- 第94条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその指定居宅療養管理指導の質の改善を図らなければならぬ。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、その提供する指定居宅療養管理指導の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅療養管理指導の質の改善を図るよう努めなければならない。

- (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
- 第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるよう指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に付するよう努めること。
- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、適切な居宅サービスが提供され、居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者による情報提供又は助言を行ふこと。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則としてサービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
- (7) それぞれの利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げ

るところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) それぞれの利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第97条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第100条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介

護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数

ア 15人以下 1

イ 16人以上 利用者の数から15を控除して得た数を5で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数

- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに又は従事させなければならぬ。第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員。第5項及び第6項において同じ。）を、常に1人以上当該指定地城密着型に併設される指定通所介護事業所には、当該指定地城密着型介護老人福祉施設により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われるとして認められると認められる場合は、当該指定通所介護事業者に生活相談員を有しないこととすることができる。
- 5 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 7 第1項から第3項まで及び前項の指定通所介護は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行なわれるものをいう。
- 8 第1項第4号の規定にかかわらず、指定地城密着型介護老人福祉施設に併設される指定通所介護事業所においては、当該指定地城密着型介護老人福祉施設の機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われるとして認められる場合は、機能訓練指導員を有しないことができる。
- 9 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 10 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第101条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第102条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 食堂
 - (2) 機能訓練室
 - (3) 静養室（他の場所で静養することが一時的に困難な心身の状態にある者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）
 - (4) 相談室
 - (5) 事務室
- 2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする

こと。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のほか、指定通所介護事業所には、消防設備その他の非常災害に対処するため必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる設備及び前項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第103条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した場合には、利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担せることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

- 第104条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその指定通所介護の質の改善を図らなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、その提供する指定通所介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定通所介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - (3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(通所介護計画の作成)

- 第106条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれてい

- る環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。
 - 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。
(運営規程)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第108条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第109条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第110条 指定通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他非常災害時に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。
(衛生管理等)

第111条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(食事)

第112条 指定通所介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(記録の整備)

第113条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の通所介護計画とともに、当該利用者に対する指定通所介護の提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(準用)

第114条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第3

4条から第41条まで及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第115条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第125条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第116条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行なう者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第117条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行なう事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに有しなければならない指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者1.5人に対し提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第118条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行なうために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第119条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第120条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行なうためにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し第128条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第126条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)